

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	閲覧の中止等		
例規名 根拠条項	聖籠町長の資産等の公開に関する規則 第10条第5項		
例規番号	平成7年 規則第35号		
<p><b>【根拠条文】</b> (報告書の閲覧)</p> <p>第十条 条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日から、することができる。</p> <p>2 条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧は、聖籠町長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日